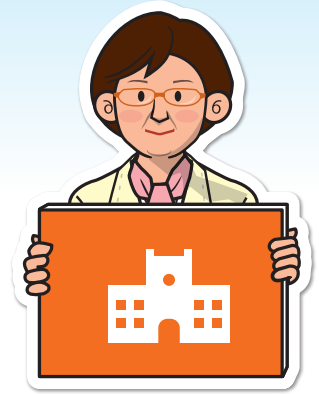


統合賠償責任保険



学校(小・中・高等学校)のみなさまの賠償責任保険



学校(小・中・高等学校)のみなさまを取り巻く賠償リスクがまとめてカバーされます!!

! 学校(小・中・高等学校)のみなさまを取り巻く賠償事故の例

● 校舎などの施設 他人に対する賠償事故の例



- 校舎の階段の手すりが壊れていたため、生徒が転倒して大ケガをしました。

損害額 **550万円**

- 校舎の外壁がはがれ、駐車していた来訪者の自動車を壊してしまいました。

損害額 **80万円**

さらに



事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかった費用 **5万円**

● 教育活動中 業務行為による他人に対する賠償事故の例



- 悪天候にもかかわらず、遠足の登山を決行したところ、大雨によるがけ崩れに会い、生徒に大ケガをさせてしまった。

損害額 **1,600万円**

● 教育活動中 個人行為による他人に対する賠償事故の例



- 中学校の生徒が、休み時間に友達と悪ふざけをしていて、他の生徒にケガをさせた。

損害額 **15万円**

- 指導協力者が、授業で竹細工の作り方を教えている際に、誤って小刀を落として、児童にケガをさせてしまった。

損害額 **5万円**

● その他の賠償事故の例



給食が原因で集団食中毒を発生させてしまった。

損害額 **800万円**



学校内でいじめがあったとして、保護者から訴えられて慰謝料を請求された。

損害額 **20万円**



生徒が職場体験中に、運搬を頼まれた商品を落として破損させてしまった。

損害額 **10万円**

ビジサポ で補償される内容

学校や教職員の業務によって負担する法律上の損害賠償責任のほか、学校管理下における業務に直接関連しない教職員の個人行為や児童・生徒の行為によって負担する法律上の損害賠償責任が包括して補償されます。

裏面の補償ごとのイラストと、表面の事故例のイラストは、対応するよう同じものを掲載しています。

1



施設が原因で生じた事故と仕事中の行為が原因で生じた事故が補償されます。

基本特約I
施設業務危険補償



基本特約Iでは、学校の施設が原因で生じた事故と学校の業務(教育活動)中の行為が原因で生じた事故によって、学校が負う損害賠償責任が補償されます。

この特約では、学校の業務(教育活動)中または管理下における「業務(教育活動)に直接関係のない教職員の個人行為」や「児童・生徒、学校教育の指導協力者の行為」によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を壊したりした場合に、**教職員や児童・生徒、指導協力者などの個人が負う損害賠償責任**が補償されます。

【この特約の被保険者(補償を受けられる方。以下同様とします。)]

- 校長、理事、教職員等(臨時職員、臨時講師を含みます。)
- 学校教育の指導協力者(PTAは学校の指導協力者として行動している間のみ補償されます。)
- 児童・生徒(児童・生徒の行為について法定の監督義務者が責任を負う場合は法定の監督義務者)

【保険金をお支払いできない主な場合]

- 記名被保険者の所有、使用または管理する財物の損壊による損害賠償責任 など

▶ 業務外個人行為補償特約2 (学校用)



基本特約Iでは、入試ミスやいじめ、体罰、セクハラなどによって、学校が訴えられた場合の**損害賠償責任**は補償対象外ですが、この特約により補償されます。

【保険金をお支払いできない主な場合]

- 生徒等、受験生またはこれらの方の親権者もしくは遺族以外から提起された損害賠償請求
- 被保険者の破産、解散または倒産による損害賠償責任
- 学校閉鎖による損害賠償責任
- 合否発表の日からその日を含めて1年、または合否発表に過誤があったことを知った日からその日を含めて60日を超えて合否発表の結果の訂正を行った場合のお詫び金を除く損害賠償責任 など

▶ 国公立学校特約 / 私立学校特約



基本特約Iでは、被保険者の管理下にある**他人の財物(管理財物)**は補償対象外ですが、この特約により補償されます。管理財物には、他人から借用した財物、発注者等から支給された財物、受託した財物などがあります。

▶ 管理財物拡張補償特約

2



つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故が補償されます。

基本特約II
生産物完成引渡危険補償

3

訴訟時の弁護士費用等の費用が補償されます。

賠償責任保険普通保険約款



賠償責任保険普通保険約款では、事故により損害賠償金をお支払いする際に、事故の解決のために負担した訴訟時の弁護士費用等の費用も併せて補償されます。

この特約では、**お支払いの対象になると思われる事故が起きたときに、結果として損害賠償金が支払われない場合でも、弁護士相談費用、お見舞費用、訴訟対応費用等の事故の対応で負担した費用が補償されます。**

▶ 事故対応費用補償特約 (基本特約I用・基本特約II用)

マークが付いている特約の詳細につきましては、ビジサポパンフレットに記載しています。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポパンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店 / 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp>

万ー事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。